

Title	中世後期の地域社会における地方寺社の存在形態：若狭国遠敷郡を事例に
Author	湯峯, 愛
Citation	市大日本史. 15 卷, p.66-95.
Issue Date	2012-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

中世後期の地域社会における地方寺社の存在形態

—若狭国遠敷郡を事例に—

湯 峯 愛

はじめに

前近代における宗教の社会に与える影響力が非常に大きかったことは言うまでもない。日本ではとくに、社会体制が弛緩して国家の影響力が後退し始める中世後期になると、寺社は民衆との距離を縮めていく。京都や奈良にあつて全国に多くの莊園を抱えた大寺社よりも、周辺地域を存立基盤とする地方の中小寺社（地方寺社）はなおのことその傾向が強かった。そうした地方寺社は、中世後期の地域社会の中でどのような存在だったのだろうか。^①

中世後期の地方寺社に関する研究は、宗教史の中で長らく等閑視されてきた。寺院史では一九七〇年代後半に黒田俊雄が顕密体制論を発表して以降、中世前期・大寺社の精緻な研究が盛んになされたが、黒田は一方で、中世後期は、国政の一端を担った「寺社勢力」が中世社会体制の解体に伴って衰退する時期と評価した。このため、中世後期の寺院研究の遅れは一九八〇年代まで継続する。神社史においても、

一宮・惣社の研究が古くから行われているものの、扱われているのはほとんどが中世成立期である。^②

こうした中、大石雅章は、中世後期の寺院史が停滞していることを指摘し、顕密体制を支える「寺社勢力」を「中世宗教勢力」の一つと捉えることを提示した。^③ここでいう「中世宗教勢力」とは根来寺などのように地域勢力として自立的行動をとる寺院や一向宗勢力をも含んだもので、「寺社勢力」の衰退期と評価されてきた中世後期の寺社に寺院史上の位置づけを与えようとした。

このように、一部を除き、宗教史においては中世後期の研究が遅れている。中世後期には中央との関係が希薄になり、より地域に密着した寺社が増加することもその原因の一つであろう。逆にいえば、中世後期の地方寺社を研究する際には、地域社会との関連において考察することが重要であるということである。

地方寺社と地域社会を扱った研究としては、まず浅香年木を挙げることができる。浅香の研究は、地域社会における地方寺社の存在形態

を分析したもので、地方寺社が広範囲の民衆を信仰基盤としていることや近隣の地方寺院の共同による写経事業の展開が指摘されている。

地方寺社は地域社会において民衆や他の地方寺社と対峙する存在であった。地域社会における地方寺社の存在形態を検討するにあたっては、寺社と民衆、寺社と寺社の関係が論点となる。さらに寺社と守護(上級権力)との関係も加えた三つの論点を、本稿の柱としたい。

地方寺社の地域社会における展開を扱った重要な研究は、林文理・榎原雅治・宮島敬一によって一九八〇〜九〇年ころに相次いで発表された。以下、林らの研究を中心に、先に指摘した三つの論点ごとに先行研究を整理して問題点を指摘し、本稿での課題を提示していく。

一つ目は寺社と民衆との関係で、「信仰圏」や荘園とのかかわりが問題となる。如法経会という特定の天台系法会への施入者の範囲を検討することにより、林文理は寺社を中心として展開する「地域信仰圏」の構造を明らかにし、小山貴子は林の検討した「信仰圏」の内実を、受容する地域社会の側から捉えなおした⁶⁾。宮島敬一は近江国において地方寺社の存在形態及び地方寺社と地域社会との関係を考察し、地方寺社は経済基盤や祭礼を通して地域社会と結びついており、地域のまとまりの一つの核となるものと評価した⁷⁾。そして造営勧進の奉加者の範囲と寄進田島の範囲を「地方寺社の係わる地域社会」の一つの目安であるとした。

宮島が抽出している「地方寺社の係わる地域社会」を、本稿では寺社の信仰が及んでいる地域という意味で「信仰圏」と呼ぶこととする。

「信仰圏」を解明するためには、如法経信仰だけでなく、膝下地域の民衆とのかかわりや周辺寺社の別当職保持、さらには勧進を行う地域なども考慮に入れて全体像を考察し、その相互関係を明らかにする必要があるだろう。

本稿の課題の二つ目は寺社同士の関係で、「寺社ネットワーク」の実態や地方寺社と一宮との関係が論点となる。この「寺社ネットワーク」を地域社会論の立場から取り上げたのが榎原雅治である。一国内の地方寺社がどのような秩序を有していたのかを検討し、若狭国では一宮と荘郷鎮守の関係寺院がネットワークを形成し、それを掌握することで守護は公権者であろうとしたと指摘した⁸⁾。さらに寺社ネットワークを通じて荘郷内の身分秩序が地域社会に提示・認定されており、守護はそういった在地が生み出した秩序と一國祭祀の統合を図ったとする。榎原の研究は「ネットワーク」の存在やその意義について指摘した点は画期的であるが、同時代史料による実証が不足しており、その存在が漠然と捉えられているにすぎないという問題がある。「ネットワーク」を構成している地方寺社間の階層性、対立的関係など、具体的な点については明らかにされていないのである。

三つ目は守護との関係である。林は地域社会論の観点から戦国期における寺社の独自の社会的機能を検討している。近年では深谷幸治・長谷川幸一が、地方寺院と、戦国大名や「公方」との関わりを検討している⁹⁾。

これらの研究では守護の領国統治機構や寺社政策全体が意識されて

ないことが問題点として挙げられる。守護がどのような仕組み・目的で寺社を支配しようとしていたのかを明らかにすることで、守護が地方寺社の何を掌握したかったのが明確になるであろう。

これら三つの論点を意識しつつ、本稿では中世後期の地方寺社が民衆、寺社同士、守護との間においていかなる関係を形成していたのかを明らかにしていく。

以上のような検討を行うフィールドとして、本稿では若狭国を取り上げる。若狭国は顕密寺社が多く、そこに中世文書が豊富に残っており、民衆も含めた信仰の広がりを示す如法経施入札という史料も存在する。こうしたことから、林・榎原など顕密地方寺社と地域社会について検討した先行研究蓄積が厚く、地方寺社の存在形態を検討するのに相応しいと考えるからである。

検討対象となる文書史料や如法経施入札は国府・守護所がおかれた遠敷郡に偏在している。遠敷郡は、沿岸部に西津・小浜の港が発展し、内陸部では一宮や顕密寺院が勢力を持ち続けるなど、若狭一国の政治的・経済的・宗教的な中心地であった。本稿では若狭国全体を意識しつつ、この遠敷郡の寺社を主な素材とし、他郡の寺社については適宜取り上げることとする。

一 中世後期への胎動

(一) 一二～一四世紀の国衙折禱

中世前期において国内の寺社と対峙してきたのは国衙であり、中世

後期において守護が寺社支配に用いた奉行も国衙の寺社支配機構を継承しつつ発展させたものであった。ここでは、中世後期の地方寺社が、いかなる前提をもっていたのかをまず確認しておく。

一二・一三世紀の国衙折禱体制を窺い知るための史料は少ない。「若狭国鎮守一宮社務代々系図」では、一宮社家の牟久氏一族の中に一二世紀ころ常満保僧が多々みられ、常満保僧の妻も多いたことがわかる¹⁰⁾。常満保とは国衙が管理する料田で、そこからの収入によって国衙折禱に従事する僧侶(常満保僧)が賄われていたと考えられる。牟久氏が一宮運営も、常満保僧としての国衙折禱も担っているといえよう。

文永二(一二六五)年の大田文をみると、国衙から不輸田を与えられた寺社の上位三つは他の寺社よりずば抜けて多い¹¹⁾。すなわち、一番目が一二宮(上下宮)の四六町一段二六〇歩で、二番目が国分寺の二五町五〇歩、三番目が常満保御折禱供料の一九町二五〇歩である。続く五社宮は九町余であり、その差は歴然としている。一三世紀半ばにおける国衙折禱を、一二宮と国分寺が担っていたことがわかる。一二世紀と同様に牟久氏を中心となっていた可能性が高い。

貞和五(一三四九)年には、国分寺供僧職をめぐる相論で常満保僧中は証拠文書の真偽を尋ねられており、国分寺供僧と常満保僧は交流が盛んであることがわかる。また永和五(一三七九)年、国衙税所代海部信泰は常満保僧職を補任した僧が修正会を欠席したので改替して別の僧に宛て行い、早く「御折禱以下社役等」を勤任せよと命じて

いる。¹² 国衙としても祈禱が滞ることを嫌っていることがわかる。一三世紀に引き続き一四世紀半ばにおいても国衙祈禱を国分寺と常満保供僧が担い、国衙が積極的にかかわっていたと考えられる。

ところが、応安元(二三六八)年からは神宮寺僧と思われる人物に「若狭国常満保供僧 文力名主職」が相伝されているのが確認でき、一四世紀において常満保供僧職を保有していた僧のなかに神宮寺僧が存在したことがわかる。若狭神宮寺は一二宮の神宮寺でありながら、それまでは国衙祈禱のなかにほとんど姿を現さなかつた寺院である。¹⁴ 当該期において神宮寺が国衙祈禱に深く関わり始めたといえる。

以上のように、一二〜一四世紀においては国衙祈禱を一二宮・国分寺・常満保供僧が担い続けていたが、一四世紀に入ると形としては前代の国衙祈禱体制を引き継ぎつつも、神宮寺による常満保供僧の相伝がみられはじめると変容のきざしが現れた。

(2) 経済基盤の変質

大田文によって一二宮・国分寺・常満保供僧による国衙祈禱の体制が看取できる一三世紀中ごろ、その他の地方寺社も規模の大小はあるものの不輸田が認められていた。当該期の様子が窺える同時代一次史料は数少ないが、大田文によると一町八反の不輸田を持つ明通寺(稱寺)は、立地する松永保の地頭惟宗氏によって庇護されていたことが確認できる。大田文に現れる田地に加えて、庇護者による寄進などもそれぞれの地方寺社の経済基盤を支えていたであろう。そしてその庇護

者は往々にして、荘園公領制の枠組みに拠っていたと考えられる。

ところが、明通寺では一三世紀末になると状況が変わってくる。大田文では一町八反(松永保八反・東郷五反・織手名五反)の不輸田を持っていることになっているが、正応五(二二九二)年には「国衙御寄進分」の内に「織手五段内能義御堂前地頭留田三段」があり、大田文の「織手名五段」の内三反が国衙から寄進されていることがわかる。残りの二反は退転したと考えられよう。こうした状況は谷田寺でも確認でき、不輸田の退転という事態は一三世紀末ごろの若狭国において広くみられたと思われる。

従来の経済基盤に動揺がみられるのと軌を一にして、如法経信仰の広がりを伝える施入札が確認され始める。如法経信仰とは、經典(主に法華経)を書写・奉納することに結縁し供養(死者追善・自身逆修)する信仰形態で、直接書写する方法だけでなく、書写のための米や銭を寺院に施入することで供養をおこなうことがあった。そうして施入された際に施入者が作成した札である「施入札」が若狭には数多く残されており、第二章では「信仰圏」の指標として検討に用いる。

施入札は、明通寺に残存している延慶二(二三〇九)年のものが最古である。林によると、一三世紀末の明通寺では惣定田所当米八石余りに対して寄進米は三〇石余りで圧倒的に多く、その内如法経米が二四石二斗を占めており、如法経会は寺院経済において重要であったといえる。つまり如法経会は、寺領等よりもはるかに多くの収入が見込める法会であった。窪田涼子は如法経関連収入は当該期の寺院の存続を支

えるもので、それ以前の領域的支配とは異なった方法での新たな収取システムとして位置づけられるとしている。

この窪田の指摘を参照するならば、不輪田の退転による経済基盤の動揺が、如法経信仰を介した民衆への働きかけを生み出した一要因と考えられよう。

さらに、若狭国では地方寺社は周辺村落寺社の別当職を持っており、「別当所」と呼ばれているが、その別当職の獲得時期について羽賀寺が興味深い例を提供してくれる。羽賀寺が立地する「国宮」地域の別当所の勧請年代が明確に二つの時期に分かれるのである。一つ目の時期は「羽賀」「奈胡」地域の別当所で、天曆三(九四九)年に勧請したと伝える。二つ目は「次吉」「熊野」「政所谷」地域のもので、正安三(一一三〇)～文明元(一四六九)年に勧請したと伝えている。

いずれも羽賀寺が早くとも一六世紀に書き残した「羽賀寺年中行事」と呼ばれる史料によるものであり、伝承の域を出ないが、羽賀寺が以上のような認識を持っていたとはいえよう。¹⁸⁾「羽賀」「奈胡」が羽賀寺に近い、谷の西側であるのに対して、「次吉」等は向かいの東側である。一四世紀ころから羽賀寺の別当所支配が「羽賀」「奈胡」(藤下の西側)から、「次吉」「熊野」(東側)へ進展していったと考えることができるだろう。

谷の東側の奥は「政所谷」といい、その名称から荘園の政所が置かれていた可能性が高い。その地域への別当所支配の進展が藤下地域よりも著しく遅れていることから、荘園の政所と羽賀寺の間にはある種

の対立的関係があり、一四世紀ころまでは谷の東側まで影響力を伸ばすことができなかったといえよう。すなわち、一四世紀ころの支配の進展は荘園支配の弛緩によつて促されたものであったと思われる。

また羽賀寺は、立地する荘園の範囲外にある竹原天満宮の別当職も、貞治年間(一一三六～一六八)にもつようになる。²⁰⁾これは別当所と呼ばれるものとは質を異にするが、第二章で明らかにするように、民衆との直接的な交渉の拡大という点では同様に評価できる。

以上のように、不輪田の退転が見られ始める一三世紀末～一四世紀初めころから、中世後期において顕著に見られる「信仰圏」の萌芽が認められる。荘園公領制の弛緩に伴い、従来の経済基盤の変質を迫られていたといえよう。

(3) 守護一色氏による二宮政策

国衙祈祷における神官寺の台頭や、明通寺など地方寺社の経済基盤の変質といった事態に相対したのは、一四世紀半ばより若狭守護になった一色氏であった。守護一色氏は国衙祈祷体制にどのような対応をしたのだろうか。

一二宮に対しては、応永二六(一四一九)年の一宮の造立棟札に守護であった一色義範の名がみえ、保護を加えていたことがわかる。また、永和三(一一三七)年に一色氏は小浜八幡宮放生会・上下官流騎馬神事役を太良荘に賦課しようとするが、守護自身が神事主催者であるにもかかわらず、「古日記」を持つ税所に賦課対象者について尋ねている。²²⁾

河村昭一は、当時の税所今富名が一色氏に与しない山名氏によって領有されていたことを踏まえ、この神事興行は流鏑馬興行のマニユアルを手元に持たない一色氏が神事の主催権を自己のもとに確立しようとして意図したものであると評価している。²³⁾

ここでは、一二宮の流鏑馬神事役とともに小浜八幡宮放生会役が懸けられている点に注目したい。大田文では二町七反しか神田を持たない神社であった小浜八幡宮が、一二宮と同等に扱われているのである。

また、「若狭国税所今富名領主代々次第」「若狭国守護職次第」には一二宮の記事とともに、小浜八幡宮の選宮や造営の記事が多く載っている。²⁴⁾一色氏が一国規模の祈禱対象として小浜八幡宮を重視していたことが窺える。

賦課対象者について尋ねられた税所とは、具体的には「國中神事奉行」と呼ばれた税所代海部信泰のことである。「國中神事奉行」は国衙祈禱にもかかわる一二宮や小浜八幡宮での祭祀を差配することが主な役割であったと推測できる。一色氏はそうした奉行を介して国衙祈禱に関わっていたのである。

以上のように、一四世紀半ば以降における守護一色氏の寺社政策には、一二宮など国衙祈禱にかかわる寺社への対応のみが看取でき、第二節で明らかにしたような地方寺社の変質には対応していない。国衙祈禱においては小浜八幡宮が重要視されていることが注目されるが、これは小浜の都市としての発展がその要因であると考えられる。

二 「信仰圏」の構造

第一章で明らかにしたように、一三世紀末ころから地方寺社は従来の経済基盤の動揺に直面し、周辺寺社の別当職の獲得や如法経信仰の普及によって地域社会との様々な繋がりを形成していく。このように地方寺社が関わりをもつ地域社会を「信仰圏」と呼び、その構造を明らかにしていく。

(1) 重層する「信仰圏」

まず地方寺社の造営などに際して行われる勧進に奉加した人々の地域的な広がりを検討してみたい。奉加者の地域的な分布が分かる史料に、弘治二(一五五六)年に明通寺で行われた鐘鐺勧進の算用状がある。²⁵⁾

ここには、粟屋氏などの守護武田氏被官や、土豪・寺院と共に、「式百文 わた、村(和多田村)分」などのように多くの村名と奉加額が記されている。奉加している村を地図に落としたものが地図Aである。

「○○殿」と表記されている土豪など武士が奉加した銭を合計すると約八貫文になるのに対して、村からの奉加は一八貫文近くに上り、土豪などからの奉加の倍に達している。この鐘鐺勧進が村からの奉加によって支えられていたことがわかる。

地図Aを見ると、奉加している村は若狭国全体にわたっているものの、明通寺の周辺地域である「松永」「太良」「宮川」からはほとんど奉加がない。つまり、明通寺に比較的近いこれらの地域は勧進の対

15c後半			16c前半						16c後半					17c前半				17c後半				
1470~	1480~	1490~	1500~	1510~	1520~	1530~	1540~	1550~	1560~	1570~	1580~	1590~	1600~	1610~	1620~	1630~	1640~	1650~	1660~	1670~	1680~	1690~
5	6	1	4	2	11	4	10	7	6	15	2	1		14	22	9	14	17	16	3		1
5	4	3	1		3		4	1		1							6		6			
2	3	3	1		2	1	1	1	1													
4	1			3	1		2	1										1				
						1	2	3								1	3	7				
5	2	2		1					1					1								
				1					1						6			1				
2				3	2	1																
	4					1	1															
	2		1																			
2																						
1																						
	1					1																
	1		1																			
				1																		
25	24	9	8	11	19	9	20	13	9	16	2	1	0	15	28	10	23	26	22	3	0	1
80				67						41					76					52		
11	26	7	6	10	11	11	5	6	2	2	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
37	52	16	14	21	30	20	25	21	11	18	3	2	0	16	28	11	23	26	22	7	0	1
144				110						55					78					53		

象となっていないのである。このような構造は羽賀寺においても推測できる。⁽²⁶⁾

明通寺の勧進では下行日記も残されており、「西方辺ありき時路錢」⁽²⁷⁾「矢田辺(谷田辺)にて飯之代」は「名田」への勧進活動を記録していると判断できる。同じように、「三方郡内」、「鳥羽」、内外海半島などの浦々への勧進活動の記録があり、それぞれの地域からの奉加は算用状で確認できる。しかし「西方のうらまhari時」という項目があるにも関わらず、西方にあたる大飯郡の浦々からはあまり奉加が見られない。勧進活動は必ずしも成功していないといえる。

下行日記には守護武田義統や栗屋氏、宮河殿(武田信方、義統の弟)への下行が何度も記されており、「木野京大郎方にて」のように地名を冠した土豪と思われる人物への下行もまた多々みられる。勧進は、守護などへの働きかけと同時に、活動を行う地域の土豪との関係が成否を握っていたと考えられるのである。このように考えると、大飯郡の浦々からの奉加が芳しくなかったのは現地の土豪からの協力がなかったためである可能性が考えられよう。勧進対象地域は寺社との関わりは濃淡に強く規定されていると思われる。

ここまでの勧進の検討から、勧進対象地域から寺院近辺は除外されていることを確認した。勧進は寺社と民衆が造営に伴って臨時的に関係を結ぶものであり、民衆の積極性は比較的低い。こうしたことを踏まえ、勧進の奉加者の範囲を仮に「臨時的信仰圏」と呼ぶこととし、後述する如法経料施入者の範囲と区別する。

表1 如法経施入札地域別年代分布

大地域	大地域別数	14c前半					14c後半					15c前半						
		1300~	1310~	1320~	1330~	1340~	1350~	1360~	1370~	1380~	1390~	1400~	1410~	1420~	1430~	1440~	1450~	1460~
松永	84 (180)	1								1			4	2	1	1		
今富	33 (45)													4	2	1	4	
宮川	22 (22)												3	1			3	
国富	16 (17)														1	1	2	
栗田	6 (17)																	
西津	15 (16)												1		2		1	
玉置	2 (9)																	
太良	8																	
加斗	6																	
(浦々)	5														1		1	
開発	4															1	1	
加茂	4											1		2				
鳥羽	4													4				
名田	1															1		
安賀	1																	
三方郡	3												1				1	
越前国	5												1			2		
近江国	1																1	
丹後国	1																	
小計	221 (349)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	10	13	7	7	14	
地域不明	183 (186)	0	1	5	4	2	1	2	2	6	3	1	7	7	9	12	10	8
合計	404 (535)	1	1	5	4	2	1	2	2	6	4	1	8	17	22	19	17	22
				13					15				67					

次に、如法経の施入札のうち施入者の所在地を記しているものを検討することで、林や小山らによって取り上げられている如法経信仰の「信仰圏」の広がりをみていく。²⁸⁾

若狭国に残存する如法経施入札を表にまとめたものが表1・2であり、施入者の分布を地図に表したものが地図A・Bである。まず表1で全体の施入者数の推移を見ると、施入が増加しはじめるのが一四二〇年代からであることがわかる。一四二〇年前後の施入者を比較すると一四二〇年代以前は僧と思われる人物がほとんどであるので、それ以降の増加は僧以外の民衆からの施入が増えたことに起因しているといえる。

次に、表1で施入者数が最盛期を迎える一五世紀後半に注目する。その期間に地域別に見て「5」以上の施入が見られるのは「松永」「今富」「西津」の三ヶ所である。「松永」は明通寺の所在地であり、「西津」は後に述べるように羽賀寺との関係が推測される地域である。よって「松永」と「西津」については、それぞれ施入札が残存している寺院の關係地域であるために数多くなったと思われる。では「今富」はいかなる理由によるのだろうか。

さらに詳しい内訳をみると、一五世紀後半の「今富」への施入札一七件の中で最も施入が多い地域は一〇件の「小浜」であり、「小浜」からの施入者には「伊賀屋」「近江屋」「石屋小路」など商人と推測される人物がみられる。「今富」での施入札の増加要因として僧以外の民衆(商人を含む)への普及が考えられる。

施入者の地域的な分布をみると、偏差が存在することがわかる。表2の羽賀寺への施入数が最も多いのはその所在地である「国富(16)」で、次に多い「西津(13)」はその次の「今富(6)」を大きく引き離している。同じように明通寺への施入数をみると、最も多いのはその所在地である「松永(82)」で、次いで「10」以上の地域は多い順に「今富(23)」「宮川(18)」と続く。

施入者が最も多い地域は、羽賀寺・明通寺共に、寺院に最も近い地域である。それは残存数が少ない飯盛寺(加斗)・妙楽寺(今富)においても同様である。一般論として寺院との距離が近い程、そこに住む民衆と寺院の関係は密接なものであったと考えられる。膝下地域に施入者が多いのはそうした理由であろう。

ところが、羽賀寺にとつての「西津」や明通寺にとつての「宮川」「今富」は、それぞれの寺院と山や平野を隔てているにもかかわらず施入者が濃密に分布しているといえよう。「今富」の内では「小浜(17)」が最も多く、「小浜」は既述のように商人への信仰の広まりが想定される。すなわち、膝下地域以外にも施入が濃密な地域が存在し、羽賀寺は「西津」、明通寺は「小浜」「宮川」がそれに当たるといえる。さらに、明通寺への施入者の分布は勧進の対象となっていなかった地域を中心に広がっていることも指摘できよう。

林によれば、如法経会結縁の目的は死者追善と自身逆修であり、経料足の施入によって寺僧が毎年書写・奉納しているという。つまり如法経会への結縁は民衆の人生にかかわる宗教的行為であり、寺院とは

一定の恒常的関係を結ぶことを意味していたといえよう。先に抽出した「臨時的信仰圏」とは異なる、明通寺と恒常的関係をもつ地域が如法経料施入者の分布範囲であった。

如法経施入札の検討によって、如法経信仰はより広い階層への普及によって一四二〇年代から増加し、一五世紀後半には最盛期を迎えたことが明らかになった。施入者の分布をみると、明通寺においては先に検討した勧進の非対象地域に如法経料施入者が分布している。

勧進が臨時的であったのに対して、如法経料施入者は寺院と人生にかかわる恒常的な関係を結んでいたといえるため、その範囲を「日常的信仰圏」と呼ぶこととする。しかし、この「日常的信仰圏」と「臨時的信仰圏」は互いに排他的なものではなく、「国富」「加茂」などの地域では重なりあっていた。そして、地域的には寺院周辺が最多であるが、やや離れた地域にも濃密に分布しており、「日常的信仰圏」内にも濃淡が存在していた。

(2) 「日常的信仰圏」内での活動

「日常的信仰圏」における濃淡は何に由来するのであろうか。地方寺社が別当職を所有する周辺寺社(別当所)の地域的な分布をみると、羽賀寺に関しては寺院が所在する「国富」が最も多く、次いで多いのは「西津」で、内外海半島の浦々にも点在している。

明通寺についてみると、近世に別当職を持っていたのは松永谷とその前面の平野に所在する寺社で、中世松永荘の範囲内である。中世史

表2 如法経施入札寺院別地域分布

大地域	大地域別数	小地域	小地域別数
松永	82 (178)	池河内	13 (44)
		国分	7 (37)
		三分一	9 (16)
		野木	14 (14)
		門前	2 (13)
		東市場	8 (12)
		太興寺	5 (11)
		四分一	6 (10)
		上野	4
		神宮寺	3 (4)
		平野	3 (4)
		遠敷	3 (4)
		金屋	4
		明通寺	1
		今富	23 (35)
多田	1 (2)		
竹原	2		
富田	2		
田縄	1		
宮川	18		13
		新保	5
栗田	3 (14)	高塚	3 (13)
		栗田	0 (1)
玉置	2 (9)	日笠	1 (8)
		玉置	1
太良	6		6
加茂	4		4
鳥羽	4	小原	3
			1
西津	2 (3)	福谷	1 (2)
			1
国富	0 (1)	羽賀	0 (1)
安賀	1	安賀	1
三方郡	2	前河	1
		倉見	1
丹後国	1	松尾	1
越前国	5	長田	2
		石田	1
		大塩	1
大門	1		1
地域不明	106 (109)		
合計	259 (390)		

大地域	大地域別数	小地域	小地域別数
国富	16	次吉	5
		奈胡	4
		羽賀	4
		熊野	2
		政所谷	1
		福谷	1
西津	13	福谷	7
			6
今富	6	竹原	4
		生守	1
		小浜	1
(浦々)	5	甲ヶ崎	5
開発	4	塩屋	4
宮川	4	新保	2
		大谷	1
			1
栗田	3	高塚	2
		栗田	1
太良	2		2
松永	1	金屋	1
名田	1		1
近江国	1	大津	1
地域不明	41		
合計	97		

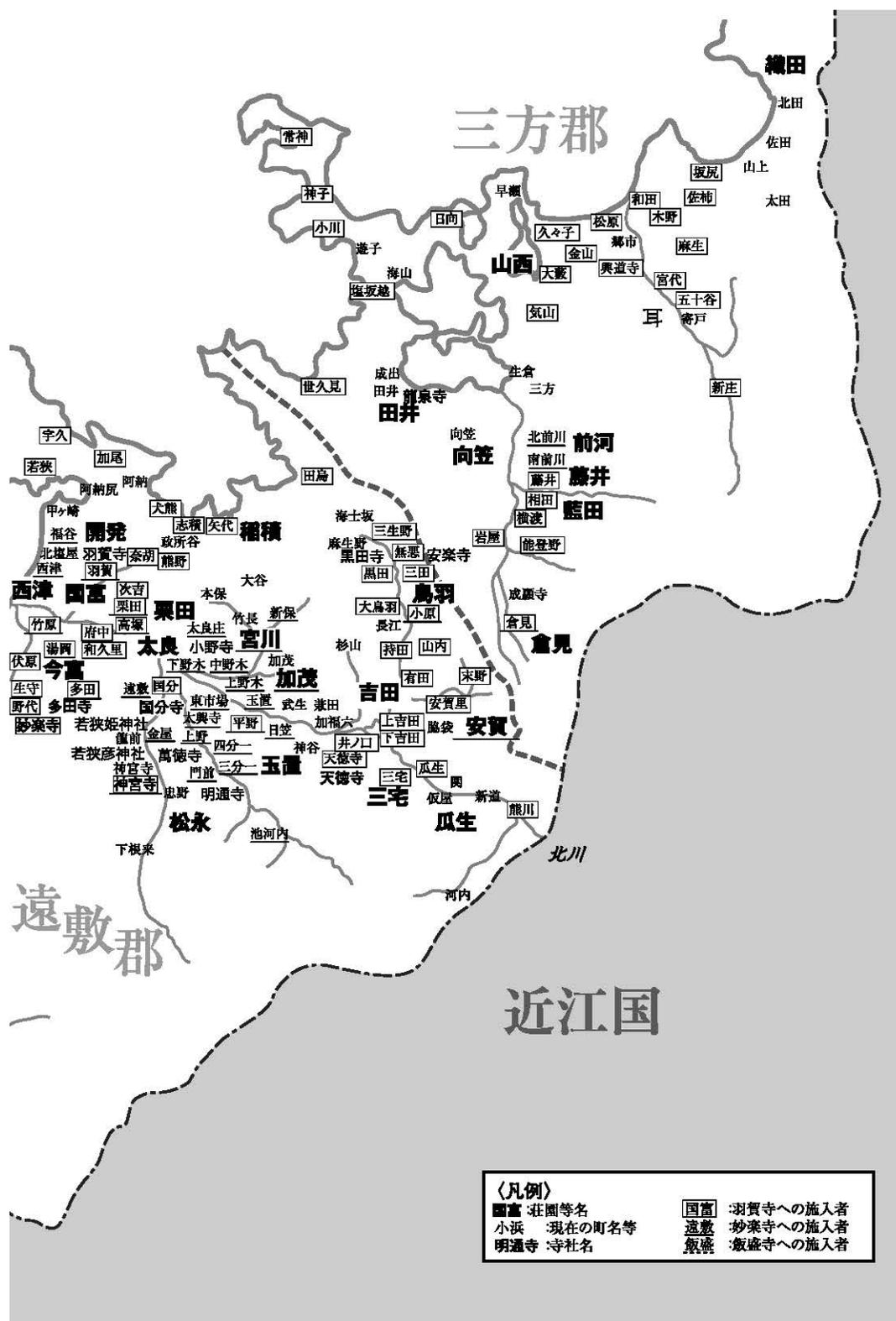
大地域	大地域別数	小地域	小地域別数
今富	4	生守	2
		小浜	1
		府中	1
		遠敷	1
松永	1	田井	1
三方郡	1		
地域不明	14		
合計	20		

大地域	大地域別数	小地域	小地域別数
加斗	6	飯盛	5
		加斗	1
地域不明	22		
合計	28		

〔備考〕
 ・「小地域」欄の空白箇所は、史料に大地域名のみ記されているものである。
 ・丸括弧は、西暦1600年以降の施入札も合わせた数値を示している。

料からは、文明一六(一四八四)年に官河保中寺の別当職が安堵され、天文一八(一五四九)年に宮川保矢室観音堂別当職を寄進されているのが確認できる。「官川」にも明通寺が別当職をもつ寺社があった。他にも、谷田寺の別当所は寺院の立地する「今富」の「谷田部」から谷を遡るように「名田」に広がり、大飯郡の飯盛寺は立地する「加斗」の他、内外海半島の浦々にも別当所を持っている。このように、羽賀寺・明通寺・谷田寺・飯盛寺では周辺寺社の別当職を持ち、それは所在する荘園等の領域を越えて分布している。特に羽賀寺では「西津」、明通寺では「宮川」での分布が顕著である。これらの地域はそれぞれの寺院への如法経料施入の多い地域と一致する。別当所の存在が如法経料の施入と関係しているといえよう。

それでは、別当所と地方寺社は具体的にどのような関係を持ち、別当所のある地域にとって地方寺社はそのような存在



奉加者と如法経料施入者の分布



地図A 明通寺の弘治二(一五五六)年における



地図B 羽賀寺・妙楽寺・飯盛寺の

だったのだろうか。羽賀寺の熊野大権現（政所谷）や谷田寺の山王（谷田部）などでは、別当所の勧請・遷宮・再興をそれぞれの地方寺院が行っている。

さらに、明通寺の長命寺（宮川）、飯盛寺の薬師堂（浦々）などでは別当所に付属する田島山林を地方寺社が知行しており、「〇〇別当職・田島山林等」として守護に安堵されている。林はこうしたことから、地方寺社は財産として別当所を支配しており、周辺地域に影響力を持っていたと評価している。しかし、地方寺社の僧は行事の際に別当所に赴いており、別当所周辺の人々にとってそれぞれの地方寺社は直接相見えることのできる存在であったことに注目したい。別当所を介した直接的な交流があるか否かが、如法経信仰による「信仰圏」の濃淡の大きな要因であったと考えられよう。

この別当所を介した直接的な交流のみえる地域が、寺院の立地する莊園の範囲外に広がっていることも重要である。坂本・宮島が指摘しているように、地方寺社は村落寺社の祭祀にかかわっていたといえるが、それは必ずしも莊園の範囲に限定されないのである。地方寺社は莊園制の枠にとられない「信仰圏」をもっており、新しい「地域社会のまとまり」を形づくっていたといえるであろう。

さらに地方寺社と近い地域の民衆は、地方寺社の催す雨請の行事に参加していた。明通寺の明応三（一四九四）年の雨請では「松永領主」と「山門三分一（の百姓カ）」が奔走しており、羽賀寺の享祿四（一五三二）年の法会では「若社」が山に登っている。同じく羽賀寺の天文二

二（一五五三）年の法会では、小雨が降った後、礼堂で寺家衆と「百姓」が酒を飲んだという。

つまり、それぞれの地方寺社と周辺地域（およそ莊園の範囲カ）の民衆は、莊園の安穩祈禱をする法会を共同で行っていたのである。如法経料施入が多かった寺院の膝下地域には、このような民衆の現世利益にかかわる共同の法会が存在しており、別当所もまた分布していた。それが濃密な施入者の分布の要因であろう。

以上のように、明通寺の「信仰圏」は臨時的な繋がりのみを有する地域（臨時的信仰圏）と、日常的関係を維持している地域（日常的信仰圏）が重層し、「日常的信仰圏」内にも明通寺・羽賀寺それぞれと特に濃密な関係をもつ地域が存在していた。

如法経料施入者が濃密に分布していた地域にはそれぞれの寺院が別当職をもつ村落寺社（別当所）が分布し、僧侶が直接法会に赴いている。別当所での行事は恐らく民衆の生活に密着したものであったであろうから、地方寺院との関係は民衆にとってより緊密なものであったと思われる。地方寺社は、周辺地域の民衆と共に雨請を行っており、より生活に関係の深い交流がある。「信仰圏」を支えていたものは寺僧と民衆との直接的な交流であり、「日常的信仰圏」の濃淡はその有無によって生じたと考えられよう。

三 地方寺社同士の繋がり

民衆との直接的な交流に支えられた「信仰圏」をもつ地方寺社同士

は、どのような関係を築いていたのだろうか。

(1) 寺社同士の関係

まず指摘できるのは、田地などの寄進・買得を行っていたという点とで、たとえば、天文四(一五三五)年には、神宮寺僧が田地を明通寺惣中に売却している⁸⁵⁾。神宮寺と明通寺は隣り合う谷に立地しており、いずれも「松水」という一つの地域を形成していた。周辺地域の土地の領有(加地子の集積)は、両者の間で流動的で、入り組みの状態であったと想定できる。

次に、第二章で明らかにした地方寺社の「信仰圏」内ではそれぞれ他の寺社とどのように関わっていたのかをみていく。弘治二(一五五六)年の明通寺の鐘鐺勸進では、神宮寺・妙楽寺・谷田寺などからの奉加が確認できる。寺院自体ではないが、「羽賀村門前」などからの奉加もあり、各地方寺院が最も影響力をもつと考えられる門前においても、他寺(明通寺)への奉加を許していることがわかる。勸進による「臨時的信仰圏」は排他的なものでなく、各寺院が重層していたのである。

下行日記には「神宮寺にて門前ニテ酒」「天徳寺にて勸進能」という項目があり、勸進活動の拠点として地方寺院が場所を提供する場合もあったことがわかる。また、「矢田辺(谷田辺)にて飯之代」という項目の「谷田辺」は谷田寺付近の地名であり、そこも明通寺の勸進拠点になっていた。谷田辺から谷を遡ったところにある、谷田寺の別当所があったと思われる「名田」からは奉加がみられ、谷田寺自体も奉

加している。このことから、明通寺は谷田寺の「信仰圏」を利用して勸進を進めていた可能性が指摘できよう。少なくとも、明通寺と谷田寺は勸進において協力関係にあったといえるであろう。

如法経料の施入をみると、明通寺には神宮寺(三例)・願成寺・阿弥陀堂(二例)・宮河大沢寺・上野宝瀧寺から施入されており⁸⁶⁾、妙楽寺には臨濟宗で武田信親の創建である栖雲寺(今富・小浜)から施入されている。

いずれも通常の施入同様、死者追善・自身逆修を目的としており、地方寺社であっても他寺に宗教的要求をもっていた。また、明通寺への施入者分布は羽賀寺の膝下である「国富」の他、羽賀寺への施入者分布と重複する部分が多い(地図A・B)。如法経信仰による「日常的信仰圏」もまた、各寺院が重層しているといえよう。

このように、顕密寺院の「信仰圏」は重なり合っており、宗教的・経済的に結びついていた。こうした「信仰圏」の結びつきは、地方社による「地域社会のまとまり」が排他性をもたずゆるやかに繋がり合うという特質をもっていたことを意味しており、それは莊園制による枠との大きな相違点である。

宗教的・経済的にゆるやかに結びついている地方寺社同士は、法会においても繋がりをもっていた。法会は地方寺社にとって地域社会とかわる最大の手段であり、その共有は「信仰圏」のゆるやかな結びつき以上に寺社同士の強い繋がりが存在していたことを意味しているだろう。その最たるものが次に述べる千部経誦である。

榎原も注目しているように、若狭国では地方寺社の共同法会として千部経読誦が行われている。千部経読誦は堂舎修造等のために当事者の寺社や小浜で千部の経典を読誦する勧進興行の法会で、若狭の主だった顕密寺院が参加し、榎原によって若狭一國規模の「寺社ネットワーク」が機能している証と評価されている。

法会を主催している寺社は、明通寺・神宮寺・羽賀寺・妙楽寺・飯盛寺・中山寺・下宮（二宮）などの顕密寺社や、小浜誓願寺といった浄土宗寺院であった。参加寺院は、享祿三（一五三〇）年の法会には若狭国全体やそれ以外から一三ヶ寺が確認できる。この内、明通寺・神宮寺・羽賀寺・谷田寺・妙楽寺は恒常的に参加が確認でき、かつ法会の重要な役割である導師を勤めている。

このような国郡を越えた広い範囲で展開する、法会における地方寺社の協力関係は、寄進や買得など寺僧が単独で結ぶ関係や、勧進に依りて奉加や施入を行う協力とは本質を異にする。ある地方寺社の勧進のために特定の場所に参集して共同で法会を行うという、非常に強い結びつきである。その前提として、各地に近隣寺社同士による「信仰圏」のゆるやかな結びつきが断続的に存在したであろう。それぞれの結びつきが重なり合い、結果として若狭一國に及ぶ範囲から寺社が集結することになったと考えられる。

（2）「五ヶ寺」という繋がり

千部経読誦の座列をめぐって明応年間（一四九二～一五〇二）に明通寺

と神宮寺は激しい相論を起している。法会の第一座である左座導師にいずれの寺僧が着くかという争いであり、千部経読誦の場で最高位に着くことが地方寺院にとって非常に重要な問題であったことがわかる。つまり、地方寺院間には変動し得る序列が存在していたのである。

この明応の相論において、裁判を執行した守護から過去の座列を尋ねられた際、「五ヶ寺」として回答していることから、地方寺社間の座列を把握していたのは「五ヶ寺」であり、守護ではなかったといえる。この「五ヶ寺」は、法会で導師を勤めている明通寺・神宮寺・羽賀寺・谷田寺・妙楽寺の五つであると考えられよう。

この法会に集まるのは地方寺社だけでなく、それに結縁・奉加する人々もまた多く参集したと考えられる。法会の導師を勤める「五ヶ寺」は、共同法会で第一座・二座に着くことで、地方寺社同士の序列において首位にあることを多くの民衆・寺社に示すことになったであろう。

千部経読誦という場自体が、地方寺社同士の繋がり結果であり、形成された序列の表出であった。

中世を通じて政治的・経済的中心地であり一宮も存在していた遠敷郡の地域社会において、独自の「信仰圏」を展開させていた顕密地方寺院が、一國規模の法会の中心となったことは偶然ではないだろう。すなわち、中心性をもつ遠敷郡を「信仰圏」の対象とする寺院同士だからこそ「五ヶ寺」というまとまりを形成し、それが寺社秩序を束ね得るものになったのであろう。また、千部経読誦という一大イベントを開催できたこと自体も、「五ヶ寺」が若狭国の地方寺社の中で中心

性を持った結果であつたともいえる。

では「五ヶ寺」とはどのような存在であろうか。天文八(一五三九)年、粟屋光若の子息が元服したことに對し、「五ヶ寺」として一〇〇疋を進上している。⁴⁰⁾「五ヶ寺」は武田氏奉行人(粟屋光若)への祝いという、政治的な行為を共同で行う集団であつた。

また、近世に記された「谷田寺記録」には、小浜八幡宮は往古には神主がなく、「五ヶ寺」が神職を勤めたことある。近世になると「五ヶ寺」から谷田寺に別当職等を頼まれ、谷田寺一寺が別当職等を勤めているという。近世編纂の「若州管内社寺由緒記」では小浜八幡宮の放生会で「五ヶ寺」が管絃を奏したと伝えており、往古(中世カ)は「五ヶ寺」が小浜八幡宮を共同管理していた可能性が窺える。⁴¹⁾「五ヶ寺」は、一四世紀後半から守護一色氏が一国規模の祈祷対象として重視していた小浜八幡宮を、取り込んでいると評価できるだろう。

(3) 序列の成立

ここまで明らかにしてきた地方寺社同士の繋がりが「五ヶ寺」を頂点にした寺社秩序はいつごろ形成されたものであろうか。千部経説誦は宝徳年中(一四四九〜五二)からの記録があり、座列相論に絡んで「(明通寺が)第一之儀、雖し不_レ及_二沙汰_一、百年以前者、互証人難_二信用_一」と一〇〇年以上前から千部経説誦が行われていたことを示唆する記述がみられる。はっきりとした始期は定め難いが、「五ヶ寺」主導の千部経説誦は一五世紀半ば以前から存在していたといえよう。

千部経説誦は、歩き回る勧進とは異なり、開催地に人を集めることで初めて成立するものである。つまり、千部経説誦による勧進を行うためには、開催地に人を集める力が必要なのである。一五世紀半ばは、小浜に小路名を持つ街路が形成されていく時期であると指摘されており、⁴²⁾小浜が都市として本格的な発展を始めているといえる。遠敷郡における千部経説誦の開催には、こうした小浜の発展による人口増加・⁴³⁾一国内の中心性の上昇が不可欠であつたのではないだろうか。

寺社同士の繋がりを「ネットワーク」と表現している榎原は、文安五(一四四八)年から若狭国で行われた東寺造営勧進において、守護の奉書さえあれば勧進するのは簡単だと大勧進宝栄が述べていること⁴⁴⁾に注目している。この勧進では若狭国の主要な顕密寺院が奉加に応じている。榎原はこのことから、若狭には優秀な「国中案内者」つまり山伏がいたことになり、若狭国の主な顕密寺院は巡礼する山伏によって「ネットワーク」を形成していたとしている。

伊藤俊一によると東寺勧進を主導した宝永は神宮寺僧であり、⁴⁵⁾宝永自身も榎原のいう「山伏」のような存在であつた。また、羽賀寺では一般的な寺僧と思われる「定淳」などが峯入り修行を行っている。⁴⁶⁾地方寺社においては、寺僧自身が山伏類似の存在である場合が多く、寺社同士の「ネットワーク」は寺僧の「ネットワーク」でもあつたといえよう。共同法会に結実する素地として、寄進や勧進など「信仰圏」のゆるやかな結びつきが存在していると先述したが、民衆に働きかけて「信仰圏」を構築していったのも寺僧であり、すなわち山伏らの存

在であったと考えられる。

つまり、「五ヶ寺」を頂点とする若狭国の寺社秩序（まとまり）を組織したのは、榎原らの指摘する通り山伏らであっただろうが、彼らは決して特殊な存在ではなく、明通寺や羽賀寺において勸進を行った、一般的な寺僧もまた同様の存在であったと考えられる。

以上のように、明通寺・神宮寺・羽賀寺・谷田寺・妙楽寺が「五ヶ寺」と呼ばれる寺院集団を形成していた。「信仰圏」のゆるやかな結びつきが、遠敷郡では「五ヶ寺」のまとまりを生み出し、それが中心性をもつことで千部経誦誦という共同法会に結実し、その場において「五ヶ寺」は寺社秩序の頂点であることが示されたといえよう。若狭国における寺社同士の繋がりは、少なくとも一五世紀半ばには寺僧も含めた山伏のような存在によって成立しており、「五ヶ寺」を頂点とする寺社秩序は小浜の発展に伴って確立されていったと考えられる。

(4) 一二宮の変質の進展

地方寺院同士の繋がりの中には一二宮や国衙祈禱料田である常満保の存在が散見し、榎原のいう若狭国の「寺社ネットワーク」にも一二宮が関わっていたことが注目されている。本節では、中世後期における地方寺院の繋がりと秩序と一二宮がどのような関係を持っていたのかについて検討したい。

まずは常満保の地方寺院による所有についてみてみる。大永八（二五二八）年、明通寺領として常満保今王名、同百衆名が確認できる。⁴⁶ 天文

六（一五三七）年に、粟屋元隆が妙楽寺に「常満保地藏丸名」の名主職を補任した際、「社役勤行等」は先例通り勤めて知行せよ、とあり、常満保には中世前期における国衙祈禱が形式上付属し続けていることがわかる。過去にこの職は西方寺（時宗寺院）・明通寺も所有していた。

また、文安六（一四四九）年には「社役」を伴った「若狭国常満保僧職 菊一名」「八幡宮供僧職等」を、武田信賢が神宮寺僧と思われる人物に宛がっている。⁴⁷ 常満保供僧と八幡宮供僧がセットで扱われており、守護一色氏の時代と同様、一五世紀半ばにおいて小浜八幡宮もまた国衙祈禱を担う存在であった。

さて、中世前期には国衙祈禱を担っていた一二宮自体は、後期に至ってさらに変質していた。天文七（一五三八）年に「上官供僧中」なる存在が史料に初見し、⁴⁸ 常満保供僧とは別の供僧の存在が確認される。この文書史料が神宮寺に伝来していることから、上官供僧は神宮寺僧が勤めていたと思われる。

一二宮の棟札銘写によると、天文四・七（一五三五・八）年の棟札の筆者は神宮寺僧であり、次の慶長四（一五九九）年以降は一二宮の關係者になっている。⁴⁹ これは天文年間（一五三二～一五五五）の一二宮造営に神宮寺が関わっていたことを意味しているよう。神宮寺は、一四世紀後半から常満保供僧職を相伝して国衙祈禱にかかわっているが、一二宮自体にも接近して、勤行や造営に深く関与していたといえる。

また、第一節でも指摘したように、一五世紀後半に行われた千部経誦誦に下宮（二宮）が参加している。これは、地方寺社による共同法会

によって勧進が行われているということの意味する。

ここで注目したいのは、榎原の指摘する一宮と荘郷鎮守のネットワークの形成は、国領守と荘郷鎮守との均質化、社会的平準化を意味しているという井上の指摘である。若狭国の一二宮は、地方寺社によって支えられる存在へと変質し、その意味で平準化していたといえるであろう。だが一五・一六世紀における一二宮は、地方寺社が社役を担う(常満保供僧職を分有している)存在として中心性を保っており、国領に支えられた中世前期とは性格を変質させていたといえる。

以上のように、一五・一六世紀においても一二宮では常満保供僧による国領祈禱が行われおり、供僧職は「五ヶ寺」などの地方寺社が分有していた。その中でも神宮寺は中心的存在であり、一二宮は神宮寺の関与を大きく受けていた。このことは神宮寺が「五ヶ寺」において首位を占めていることと無関係ではあるまい。一二宮は地方寺社に支えられる存在へと変質しつつも、「五ヶ寺」というまとまりを現実的に維持する紐帯となっていたと考えられる。だからこそ、一二宮への関与は神宮寺の地位を上昇させたのであろう。

また、一五世紀においても継続している国領祈禱における小浜八幡宮の重視は、小浜の都市としての発展の結果であり、そのことが「五ヶ寺」の共同管理へと結びついたと考えられる。「五ヶ寺」は国領祈禱との関連のもと、小浜八幡宮の管理権を掌握するに至ったのではないだろうか。

四 守護武田氏による秩序編成

(1) 寺社奉行の支配

守護権力による寺社把握については林が、顕密寺社の宗教的機能を領国支配に組み込んでいたと明らかにしたが、領国統治機構などに触れた研究は「福井県史」以外にはない。本章では、守護がいかなる枠組みで地方寺社を編成・掌握しようとしていたのかを検討する。

年未詳であるが、永井忠家が「御勘料銭小寺社分」の未進を「惣寺社」から納所するよう求め、「惣寺社年行事」に各々(惣寺社)へ頼むよう依頼している文書が残っている。その際、「惣寺社」各々が同心するのは難しいかもしれないと述べている。

惣寺社・小寺社という寺社区分が存在し、惣寺社には持ち回りの代表者と思われる「年行事」がいることがわかる。惣寺社・小寺社には守護方の人間(永井氏)によって課役が懸けられている。一方で、守護方は惣寺社が同心するのは難しいと考えており、この組織は必ずしも上手く機能していないと考えられる。

小寺社については、永禄七(一五六四)年に永井任家が「世久見の浦寺社分」である「今富の内 小寺社分田地」を補任している事例から、小寺社は浦などにある小さな寺社を意味していると推測できる。恐らくは羽賀寺の別当所と同じような規模ではないだろうか。先に挙げた年未詳の文書が神宮寺に伝わっていることから、神宮寺は惣寺社の一つであることがわかる。惣寺社とは神宮寺のような地方寺社を指して

いるのであろう。

では惣寺社に懸かる課役はどのようなものであったのだろうか。惣寺社は「御勘料銭」のような通常の経済的課役に加えて、林が注目している享祿四（一五三二）年の「惣寺社雨請」のような、寺社独特の宗教的な課役も負担していた。このとき、羽賀寺一人・竹原天満宮一人を「惣寺社雨請」の「多田かたけ登番衆」として出すことに決まり、羽賀寺僧でクジを引いて決めなおしたという⁸⁶。この法会は遅くとも享祿四年以前からあったといえる。また、明応九（一五〇〇）年の千部経読誦座列相論で問題にされた、武田氏の菩提を弔う法会は「公役御仏事」と呼ばれており、惣寺社の課役の一つであった可能性が高い。

さらに、享祿五（一五三三）年の文書では正照院が、寄宿、棟別反銭、要脚等、その他臨時課役は往古から免除されているにも関わらず「奉行の人」は正照院を「惣寺社次（なみ）」と混同していると述べられている⁸⁷。惣寺社への課役を沙汰する「奉行」がいることがわかる。惣寺社に課役を懸けていた奉行については、実態を窺える史料が少ないために明らかにし得ない部分が多いが、「福井県史」を参考にしつつ検討を加える。

宝徳二（一四五〇）年に若狭国で行われた東寺の修造勸進において、「寺社奉行 長井殿」が奉加を行っている⁸⁸。惣寺社に課役を懸ける奉行は、長井（水井）氏が勤めているこの「寺社奉行」であると考えられる。「福井県史」では、水井氏が税所代であり、永和三（一三七七）年に守護が一色氏であった際、「国中神事奉行」として税所代の海部信

泰がいることから、神事奉行には税所代が任じられることになったのではないかと指摘している⁸⁹。このことを参考にすると、武田氏の統治下にあつても、税所代（国衙機構）が寺社を統括する立場にあるといえる。

しかし、「惣寺社」の文言が年代のわかる史料に登場するのは、一六世紀に入ってからであり、惣寺社という枠組みが国衙による寺社支配に由来するとは考えがたい。一色期とは奉行の名称も変わっているため、寺社奉行は武田氏によって新たに設置し直された役職であったと思われる。

第一章で指摘した通り、一色氏時代の「国中神事奉行」の役割は二宮・小浜八幡宮に関わるものであったと考えられる。それに対して、守護武田期に新しく設置された寺社奉行及び惣寺社という枠組みは、残存文書からは地方寺社を対象としているようにみえる。武田氏が若狭守護となった一五世紀半ばは、「五ヶ寺」を中心とした寺社秩序が共同法会の主体として確立されてくる時期である。守護が領国内の寺社を掌握しようとするとき、前代の一二宮を主眼とした「国中神事奉行」では不十分であると武田氏は判断したのではないだろうか。

以上のように、守護は税所代の勤める寺社奉行を通じて、惣寺社という地方寺社と、小寺社という小規模寺社にわけて若狭国の寺社に賦課を懸けていた。寺社奉行は守護一色期の奉行を継承しつつも地方寺社も視野に入れた役職として設置し直されたものであり、惣寺社という枠組みも新たなものであったと思われる。

(2) 祈願所の設定

林が守護による寺社編成として注目しているのは、惣寺社ではなく祈願所の設定である。ここからは、守護による祈願所設定がどのような意味を持っていたのかについて検討していく。林は、祈願所は守護個人の祈願を目的としつつも、設定に伴い守護権力による保証がなされていることから、祈願所は守護による一定の掌握と編成を受けていたとし、守護は設定が集中する一六世紀前半に顕密寺社の編成を意図していたと指摘している。

祈願所に関する文書史料をまとめたものが表3である。祈願所に認定されると、諸役免許、寺領等の知行安堵がなされ、今後買得した土地も含めて安堵されるのが通例である。時期別にみると、大永三(一二五三)年以前はときに応じて諸役免除をするにとどまり、勤行等を要求することも少ない。ところが、天文九(一五四〇)年になると、羽賀寺は「御祈願所次(なみ)」であるという理由で条々が定められており、「祈願所」というものが明確にイメージされている。一六世紀ころに「祈願所制度」と呼ぶべきものが確立していると推測できる。

水藤真によると、武田氏発給文書には一六世紀前後(元信期)に画期があり、これ以後武田氏は有力被官層を直接把握し、領国を直接支配しようとしていくという^⑧。これを参照すれば、一五世紀に寺院側の諸役免除要求に応じる形で祈願所を設定し始め、守護が在国し始める大永三(一二五三)年ころに祈願所の制度が確立したと考えられる。領国

支配の強化と連動して特定の寺院を祈願所と定め、守護主導の新たな寺社秩序を構築しようと企図したのではないだろうか。

祈願所になると、地方寺社は国家(若狭国全体)の安穩祈禱を求められ、また一・五・九月の誕生の日と、誕生日当日、年末(二月三日)に巻数を送るようになる^⑨。守護の誕生日を祝っていることに注目すると、林の指摘するように祈願所は守護個人との関係を重視しているように見える。しかし、祈願所の設定には守護の奉行人奉書が発給されるなど極めて政治的である。こうした文書発給のあり方は、惣寺社が寺社奉行(税所代)から文書を発給されているのと対照的である。祈願所は、寺社奉行を介さずに守護が直接指定を行うもので、特定寺院を惣寺社から抜き出した存在として序列化する目的があったと思われる。

それでは、守護から祈願所に設定されることは地方寺社にとって絶対的な保障となり得たのであろうか。大永三(一二五三)年に神宮寺が守護武田元光から祈願寺領として安堵された際、「証跡」の存在を条件とされている^⑩。たとえ祈願所となっても、寺領の証拠文書が安堵の前提であったことを示している。守護が直接認定する祈願所であっても寺領の返転を免れないとすれば、それは守護権力の未熟さであるといえよう。中世末期における権力と寺社との関係は、このような未熟な実態であった。

ところで、第三章で明らかにした「五ヶ寺」を頂点とした寺社秩序に対しては、守護権力はいかなる対応をしたのだろうか。守護は、「五ヶ寺」が中心となって開催している千部経読誦に対して、種々の介入

表3 祈願所関係文書一覧

No	西暦	和暦	文書名	差出	あて名	保護内容	要求	寺院名	出典
1	1462	寛正3年12月15日	武田氏奉行人連署奉書案	(逸見)繁経／(栗屋)長行	内藤豊前守	諸役(大木の役)免除		明通寺	『県史』9-小52-61
2	1465	寛正6年12月13日	武田氏奉行人連署奉書	(栗屋)長行／(逸見)宗見	明通寺	諸役等免除・御用を直接仰せ付ける		明通寺	『県史』9-小52-63
3	1471	文明3年7月13日	武田氏奉行人連署奉書	(栗屋)賢家／(大塩)賢惟	(明通寺)	御用を直接仰せ付ける		明通寺	『県史』9-小52-71
4	1488	長享2年12月26日	武田氏奉行人連署奉書	(内藤)国高／(栗屋)賢行	明通寺年行事	陣僧免除		明通寺	『県史』9-小52-86
5	1490	延徳2年閏8月4日	武田氏奉行人連署奉書	右京亮(栗屋賢家)／左京亮(栗屋賢行)	明通寺	代々奉書に任す		明通寺	『県史』9-小52-88
6	1490	延徳2年閏8月4日	武田氏奉行人連署奉書	(栗屋)賢家／(栗屋)賢行	明通寺	寺領等への遠慮禁止		明通寺	『県史』9-小52-89
7	1508	永正5年12月27日	武田元信袖判奉行人連署奉書	(花押)(=武田元信)／右京亮(=栗屋賢家)・左京亮	神宮寺年預坊	諸役事免除	先規に任せた勤行等・伽藍の守護	神宮寺	『県史』9-小26-26
8	1517	永正14年6月19日	内藤国高書状	内藤佐渡守国高	明通寺年行事	陣僧以下諸役免除	(例外的に)陣僧	明通寺	『県史』9-小52-109
9-1	1523	大永3年11月17日	武田元光安堵状	伊豆守(=武田元光)	根本神宮寺衆徒中	寄進地等の知行安堵		神宮寺	『県史』9-小26-35
9-2	1523	大永3年11月17日	武田元光判物	(武田)元光	根本神宮寺衆徒中	寄進地等(今後も含む)の知行安堵		神宮寺	『県史』9-小26-36
10-1	1528	大永8年3月21日	武田元光判物	(花押)(=武田元光)	桐山明通寺	寄進地等(今後も含む)の知行安堵・寄進地を寺僧が扱うことの禁止・反鏡の他諸役等の免除	修造・勤行・寺務の全う	明通寺	『県史』9-小52-115
10-2	1528	大永8年3月21日	武田元光袖判禁制	(花押)(=武田元光)／左京亮(=栗屋元勝)		免除・竹木伐採・寄宿・臨時を含む諸役・陣僧・門前を含む寺内の棟別筋料や要脚等	勤行	明通寺	『県史』9-小52-116
10-3	1528	大永8年3月21日	武田元光袖判明通寺寺領目録	(花押)(=武田元光)／左京亮(=栗屋元勝)	桐山明通寺	寺領の知行安堵	寺務の全う	明通寺	『県史』9-小52-117
11-1	1539	天文8年8月26日	武田信豊安堵状	(武田)信豊	根本神宮寺衆徒中	寄進地等(今後も含む)の知行安堵・領主遠慮の禁止	国家御祈念	神宮寺	『県史』9-小26-44
11-2	1539	天文8年8月26日	武田信豊判物	(武田)信豊	神宮寺衆徒中	代々の御判に任す		神宮寺	『県史』9-小26-45
11-3	1539	天文8年8月26日	栗屋光若書状	栗屋式部丞光若	神宮寺衆徒中			神宮寺	『県史』9-小26-46
12-1	1540	天文9年6月1日	武田信豊安堵状	(武田)信豊	羽賀寺衆徒中	寄進地等についての条々を定める	修理・勤行等(国家祈禱)・寺務の全う	羽賀寺	『県史』9-小37-20
12-2	1540	天文9年6月1日	武田信豊書状	(武田)信豊	羽賀寺衆徒中		武運長久・国家祈念	羽賀寺	『県史』9-小37-21
12-3	1540	天文9年6月1日	武田信豊袖判下知状	(花押)(=武田信豊)／(栗屋)式部丞光若	羽賀寺衆徒中	寄進地等(今後も含む)の知行安堵・竹原天満宮供僧職安堵・別当所供僧職安堵・領主遠慮の禁止・蓋妨禁止・寄宿禁止・竹木伐採禁止・課役規定	修理・勤行等(国家安泰御祈禱)・寺務の全う	羽賀寺	『県史』9-小37-22
12-4	1540	天文9年6月1日	武田氏奉行人奉書	(栗屋)光若	羽賀寺衆徒中	「御祈願所次」であるよう条々を定める・領主遠慮の禁止	勤行等	羽賀寺	『県史』9-小37-23
13	1544	天文13年12月7日	武田信豊書状	(武田)信豊	正昭院御房	重科人の保護		万徳寺	『県史』9-小49-5
14	1557	弘治3年9月4日	武田信豊袖判安堵状	(花押)(=武田信豊)／(武田)信方		寺領への立入禁止	祈禱	明通寺	『県史』9-小52-140
15	-	年未詳8月16日	武田信豊書状写	(武田)信豊	正□院御坊中		武田家のための申し合わせ	明通寺	『県史』9-大版9-21

〈備考〉

・本稿で画期とした部分に太い点線を付した。

を行っていることが史料から判明する。長享二(一四八八)年と推測される書状では、明通寺が千部経読誦を行うことと、それを小浜ですることの許可を守護に求めている。⁽⁶⁴⁾

さらに、明応七(一四九八)年の小浜での千部経読誦で、主催の神官寺が左座に着いたことを明通寺が粟屋賢家に訴えた際は、その場で裁断がくだされて明通寺が左座に着いている。⁽⁶⁵⁾ 粟屋賢家は在京奉行人であるが、この時の千部経読誦の際には在国して法会に出席していたことがわかる。また、発起人の中にも武田氏家臣の内藤佐渡守がみえる。明応の座列相論が、守護武田氏の菩提を弔う法会とともに座列が裁決されていることも挙げられる。⁽⁶⁶⁾

このように、守護は千部経読誦に積極的な介入をしているが、明通寺が開催許可を求めた際には粟屋賢家(守護被官)に対して五〇疋を進上していることから、法会の開催自体は寺社側が決定していたと考えられる。

仁木宏によれば、中世後期における小浜は、浄土宗や時宗・日蓮宗・真宗といった寺院の境内・門前空間の複合であり、戦国期に至っても都市民を第一義的に掌握していたのは寺院であったという。⁽⁶⁷⁾ こうした小浜での法会開催には、主催寺社側にある程度の権威や経済力が必要であったろう。長享二(一四八八)年の法会は、主催の明通寺が特別に頼み込んで神官寺僧を招き、左座導師をも譲っている法会である。寺勢に陰りがみえはじめた明通寺は、守護権力のお墨付きをもらうことで自ら主催する千部経読誦に権威づけを行ったのであろう。

明応の相論の裁定は、「千部経導師」「焼香」ともに明通寺・神官寺が交代で行えというもので、公役として守護が参集させている仏事の「焼香」でさえも守護側で序列をつけていない。寺社同士の既存の序列が存在し、守護はそれを容認・利用しているだけといえる。

ここで、祈願所に設定されている寺院のうちで、「五ヶ寺」に含まれていない正照院に注目する。正照院(現在の万徳寺)は他の祈願所には見られない強い不入権や法流に関する保護規定を守護から与えられている。⁽⁶⁸⁾ 林は、かつて網野善彦が注目した駆け込み寺規定を検討し、その規定が無縁所であるからではなく、特殊な守護個人の祈願所であったためであると批判している。しかし林は、なぜ正照院が守護にとって特殊な存在となったのかについては触れていない。

ここまでの検討で、守護は「五ヶ寺」を掌握しようと千部経読誦に介入したが、完全に掌握することはできなかったことを確認した。加えて、祈願所設定を通じて、守護主導による寺社秩序の創出が企図されていたと考察してきた。そうした状況を考えると、正照院に他にない強い不入権(駆け込み寺)が認められた理由は、「五ヶ寺」ではない正照院を祈願所とした上で守護がさらに特別な保護を与えることで、祈願所の中でも特別な存在として正照院を位置づけることにあつたと推測できる。守護は「五ヶ寺」秩序と異なる寺社秩序として、正照院を頂点にした祈願所寺院群を構築するという構想をもっていたのではないだろうか。

以上のように、守護が在国し、武田氏が領国の直接支配を志向し始

めると軌を一にして、祈願所制度と呼ぶべきものが確立していった。これによって武田氏は、地方寺社すべてである惣寺社から抜き出た存在として特定の寺院を保護し、その頂点に正照院を据えて、守護の主導による新たな寺社秩序の創出を試みたといえる。

守護は「五ヶ寺」を中心にした既存の寺社秩序も取り込もうとしたが、掌握しきることはできず、祈願所による寺院把握もまた未成熟なままであった。中世末期における権力は、既存の秩序との微妙なバランスの上で、地方寺社の把握・支配を進めていったといえよう。

(3) 一二宮への対応

最後に、一五世紀半ばから守護であった武田氏が一二宮や国衙祈禱とどう関わっていたのかを検討し、前代からの変化とその意味について考察する。

守護武田氏は、大永三(一五二三)・天文四(一五三五)・天文七(一五三八)年にそれぞれ一二宮の造営や上葺を行っていることが、棟札銘写からわかる。^①一二宮への保護は一色氏の政策を継承したもので、武田氏独自のアプローチは確認できない。ただし、一五世紀後半に二宮の造営勧進が地方寺社による共同法会で行われていることを考えると、一二宮に対する守護の影響力は相対的に低下していたといえるであろう。

文安六(一四四九)・永正一七(一五二〇)年には常満保供僧職と八幡宮供僧職が守護によって神宮寺僧と思われる人物に宛がわれる、もし

くは安堵されている。^②八幡宮供僧職を扱っていることから、武田氏も一色氏と同様に小浜八幡宮を重視していたと推測される。近世の編集史料であるが、『若狭国志』には、天文一七(一五四八)年に武田信豊が小浜八幡宮の鳥居を建てたとあり、^③武田氏による小浜八幡宮重視が窺える。守護館を小浜(現空印寺)に構えた武田氏ならば当然といえよう。以上のように、守護武田氏は前代の一色氏と同様、一二宮を造営・修造して保護し続けるとともに、小浜八幡宮を重視したことが看取できる。しかし、地方寺社によって支えられる存在へと変質した一二宮は、守護によって掌握することが困難な存在であったであろう。

おわりに

本稿では、地方寺社と民衆・寺社同士の関係を検討することで、一五・一六世紀における若狭国遠敷郡の地方寺社が、民衆との直接的な交流によって「信仰圏」を展開して地域社会に大きな影響力をもち、経済的・宗教的に複雑に繋がらう中で序列をはらみつつも共存していたことを具体的に明らかにした。さらには守護が独自の秩序を創出することでこれら地方寺社の把握を試みたことや、寺社が独自性を守り続けたことも明らかとなり、地方寺社の台頭と国衙・一二宮による祈禱体制の質的変化を中世前期から通観することもできた。

「信仰圏」は複数の要因・理由によって形成されているものであり、地方寺社の関わり方の差異によって地域的な偏差・質の違いを抱えているものであった。榎原は、「信仰圏」は身分秩序を地域社会に提示

する存在であるとしたが、地方寺社の持つ不均一で不整形な「信仰圏」が何に規定されているのかをより慎重に検討していくことが必要であろう。

寺社同士の関係については、これまで漠然と指摘されてきた地方寺社の「ネットワーク」が、宮島・榎原らがイメージしているような相互扶助を行う平等なものではなく、厳しい序列を抱え、複数の寺院を頂点とする秩序であったことを明らかにした。榎原が想定した一宮と地方寺院との「ネットワーク」は、常備保僧職を地方寺社が分有し、神宮寺が新たに一二宮に介入しているという実態を含み、一二宮が地方寺社によって支えられる存在へと変質した結果であったのである。

守護武田氏は、既存の寺社秩序に取って代わらせようという意図のもとに祈願所設定を行った。武田氏は、守護一色氏時代の枠組みを利用しつつも、在国に伴う領国支配強化の一環として祈願所を利用した。本稿では、こうした事実を解明し、林の議論をさらに深めた。

以上のように、本稿では同時代史料をもとにした検討により、中世後期に地方寺社が向かい合っていた民衆・寺社・守護との関係を具体的に明らかにし、従来の研究で漠然とイメージされていた地方寺社の地域社会での存在形態を明確な形で示しえたと考える。

さらに、地方寺社を地域社会の視点から分析することで、宗教面からみた地域社会の様相が明らかになり、それが一二宮などの国衙祭祀とどうかかわったのかについても地域社会とのかかわりの中で論じることができた。また、宗教面からみた地域社会が中世前期から後期へと変化

する様子も一定程度示せたと考えている。地方寺社を通して中世社会の実像を解明していく分析視角を提示できたのではないだろうか。

最後に、今後の課題について述べておく。地方寺社の「信仰圏」が寺社との関わりのも濃淡によって広がり方や質が違っていることを明らかにしたが、その関わりのも濃淡が何によって規定されていたのかについては必ずしも明確に示すことが出来なかった。土豪や領主との親疎によって規定された面もあったであろうが、地域社会の動向を視野に入れたさらなる検討が必要である。「地域のみとまり」を規定するものを検討することは、中世後期における地域社会の本質を探る作業でもある。

不均一な「信仰圏」を持つ地方寺社同士の繋がりが序列を伴っているという面が明らかになった以上、そうしたあり方は地域によって多様な形態が想定できる。地方寺社と一宮との関わりも含めて、様々な地域での研究が必要である。本稿で扱った若狭国においては、フィールドを遠敷郡に区切ったこと、荘園における地方寺社の存在を示す史料が不足していたことなどから、宮島・榎原らが指摘する「ネットワーク」による身分秩序の提示・認証について実態的な検証を行うことができなかった。この点についても他の地域での研究蓄積によって明らかにしていかなければならない。また、荘園における地方寺社の役割の検討は、坂本らが進めている中世前期における研究²³⁾とも接点をもち、重要である。

若狭武田氏についての権力論的研究が少なく、寺社奉行などの役職についても不明な点が多かったため、本稿ではその存在と支配の枠組

みを指摘したにとどまった。今後は寺社政策を武田氏の領国支配全体に位置づけていく作業が必要であろう。そうすることで、若狭国で展開された守護支配と既存の寺社秩序がいかなる相互関係にあったのかにより明確になるだろう。

さらに、大石雅章は課題として「中世宗教勢力を総体的に描く」ことを挙げており、「地方寺社」には鎌倉新仏教系の宗派の寺院も含まれる。しかし、本稿ではほとんど顕密寺社を論じることには終始してしまつた。

本稿で顕密寺社の「信仰圏」の萌芽が認められる画期とした一四世紀前後は、鎌倉新仏教系寺院が若狭国に成立し始める時期でもある。こうした動向と顕密寺社の画期が同時期であることは、決して偶然ではあるまい。今後は在地における宗教勢力全体の動向を論じていく必要があるだろう。

地域社会に視点を据え、中世前期から後期を通して地方寺社のあり方を検討する作業によって、地方寺社が中世を通じてどのように地域社会に存在したのか、そのあり方がどう変遷し、近世を迎えたのかを明らかにするであろう。その作業に、遠敷郡を中心とする若狭国は希有な実例を提供してくれよう。地域社会での核となり得る地方寺社を題材にすることは、中世社会の特質を明らかにする一つの有効な手段であることを、本稿を通じて明らかにできたと考える。

【註】

(1) 本稿では地域社会における寺社のあり方をトータルで把握するために、地方に所在する寺社を広く「地方寺社」と表現する。中世社会に存在した寺社をA「中央大寺社」、B「地方寺社」、C「村落寺社」の三形態とし、A・C以外の寺社をすべてB「地方寺社」と捉えるということである。Aは畿内及びその近国、主に奈良・京都に立地し、全国的に荘園を展開している寺社で、黒田俊雄のいう「権門寺院」である。一方のCは村落によって運営される寺社で、村鎮守などと呼ばれるものを指す。よってB「地方寺社」は周辺地域を存立基盤とする寺社で、寺辺領を中核とした周辺地域に領地や散在田畠を持つものである。具体的にはA「中央大寺社」の末寺・末社、国人の氏寺、靈場寺院、一宮、莊園鎮守といったものが含まれる。本稿では、フィールドとする若狭国において新仏教系寺院の史料が少ないことから、主に顕密地方寺社について扱うこととする。

(2) 黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」(『日本中世の国家と宗教』岩波書店、一九七五年)。

(3) 伊藤邦彦「一宮・惣社の成立に関する基礎的考察」(『東京都立工業高等専門学校研究報告』一二、一九七七年)、同「諸国一宮・惣社の成立」(『日本歴史』三五五、一九七七年二月)、同「諸国一宮制の成立」(『歴史学研究』No五〇〇、一九八二年一月)、一宮研究会(代表：井上寛司)編「中世一宮制の歴史的展開」上 個別研究編(岩田書院、二〇〇四年)、同「中世一宮制の歴史的展開」下 総合研究編(岩田書院、二〇〇四年)、井上寛司「日本中世国家と諸国一宮制」(岩田書院、二〇〇九年)。

(4) 大石雅章「寺院と中世社会」(『岩波講座日本通史』八 中世二、岩波書店、一九九四年)。

(5) 浅香山木「中世北陸の在地寺院と村堂」(『中世北陸の社会と信仰』法政大学出版局、一九八八年、初出一九七二年二月・七三年一月)。

(6) 林文理「地方寺社と地域信仰圏―若狭における如法経信仰―」(『ヒス

- トリア) 九七、一九八二年二月)、小山貴子「中世後期における如法
経信仰と地域的生業―摂津国勝尾寺を事例として―」(『地方史研究』
三四一、二〇〇九年一〇月)。
- (7) 宮島敬一「戦国期地方寺社の機能と役割―近江国の寺社と地域社会―」
〔佐賀大学教養部研究紀要〕二二二、一九九〇年三月)。
- (8) 榎原雅治「若狭三十三所と二宮―中世後期若狭の寺院と荘園公領総社―」
〔日本中世地域社会の構造〕校倉書房、二〇〇〇年、初出一九九〇年
一月)、同「中世後期の地域社会と村落祭祀」(『日本中世地域社会の
構造〕校倉書房、二〇〇〇年、初出一九九二年一〇月)。
- (9) 林文理「戦国期若狭武田氏と寺社―とくに顕密寺社を中心に―」(有光
友学編「戦国期権力と地域社会」吉川弘文館、一九八六年)、深谷幸治
「戦国期地域寺院への諸役賦課とその負担」(藤木久志・蔵持重裕編「荘
園と村を歩く」II、校倉書房、二〇〇四年)、長谷川幸一「武田氏の宗
教政策―寺社領の安堵と接取を中心に―」(平山優・丸島和洋編「戦国
大名武田氏の権力と支配」岩田書院、二〇〇八年)。
- (10) 小浜市五六若狭彦神社文書二号(『福井県史』資料編九、中・近世七、
福井県、一九九〇年)。以下、『県史』九―小五六若狭彦神社文書―二
のように略す。
- (11) 『県史』二―京都八―東寺百合文書一四(二函―一二)。
- (12) 『県史』九―小六神宮寺文書七・一五。
- (13) 『県史』九―小六神宮寺文書―二二・二五・一七。
- (14) 神宮寺は建長元(一二四九)年時点で破壊が甚だしく人・法ともになま
がごとしという状態であり(『県史』九―小六神宮寺文書―二)、文
永二(一二六五)年の大田文でも不輪田は三反二四〇歩のみであった。
- (15) 『県史』九―小五二明通寺文書―一七・二〇。
- (16) 『県史』九―小三〇谷田寺文書―一。
- (17) 前掲註(6) 林論文。如法経信仰についての研究はこの他に、林文理「中
世如法経信仰の展開と構造」(中世寺院史研究会(代表:黒田俊雄)「寺
院史論叢一 中世寺院史の研究」上、法蔵館、一九八八年)、前掲註(6)
- 小山論文、窪田涼子「中世後期在地寺院の収取の特質について―二つの
天台系寺院を素材として―」(『史学研究集録』三五、二〇一〇年三月)
がある。
- (18) 本稿で使用する括弧つきの地名は、中世の荘園公領の範囲・名称を使用
し、さらに下位の地名として大字や現在の町名を用いる。荘園などの範
囲については、地名辞典等に拠り、必ずしも厳密ではなく、その意味で
括弧を付していることを断っておく。
- (19) 『県史』九―小三七羽賀寺文書―二七。泉岡一言明神(次吉)は文永二
(一二六五)年の大田文に現れるが、「羽賀寺年中行事」では正安三(一
三〇一)年の勧進となっている。もとの泉岡一言明神の由緒ではな
く、羽賀寺が主張したい由緒が「羽賀寺年中行事」に書かれていると考
えられ、恐らく羽賀寺が別当職を得た時期と関係していると思われる。
- (20) 『県史』九―小三七羽賀寺文書―九・一一。
- (21) 三九若狭彦神社文書―一四号(小浜市史編纂委員会編「小浜市史」社寺
文書編、小浜市役所、一九七六年)。以下、『市史』―三九若狭彦神社
文書―一四のように略す。
- (22) 東寺百合文書二一五号(『若狭国太良荘史料集成』第四巻、二〇〇四年)
(ツ函―六九)。
- (23) 河村昭一「若狭守護一色氏の在国支配機構―小守護代と在国奉行を中心
に―」(『兵庫教育大学研究紀要』第一三巻、第二分冊(言語系教育、
社会系教育、芸術系教育)、一九九三年三月)。
- (24) 堀保己一編「群書類従」第四輯 補任部、群書類従完成会、一九三二年。
- (25) 『県史』九―小五二明通寺文書―一三八。
- (26) 羽賀寺では天文九(一五四〇)年に朽ちた小風呂修造のため近江国針畑
に「(国富) 荘内」の百姓若党等が派遣されており、弘治二(一五五六)
年には鎮守拜殿建立のために因幡国で勧進をしている(『県史』九―小
三七羽賀寺文書―二七)。勧進の対象となっているのは近江国や因幡国
といった遠方で、羽賀寺周辺の百姓等が勧進の主体となっていることか
ら、羽賀寺においても寺院近くの地域は勧進の対象となっていなかった

- と考えられる。
- (27) 「県史」九—小五二明通寺文書—二三九。
- (28) 施入札は明通寺・羽賀寺・妙楽寺・飯盛寺の四ヶ寺に残されており、このうち明通寺には最も多く四〇〇枚近くが残存している。飯盛寺は大飯郡の寺院であるが、施入札という限られた資料の残る寺院として扱うこととする。牧野信之助「越前若狭古文書選」での紹介以来、「寄進札」と呼ばれているが、「施入札」と呼ぶのが適当であるとの林の指摘に従い、本稿では「施入札」と呼称する。なお、施入札の翻刻は小浜市史編纂委員会編「小浜市史」金石文編（小浜市役所、一九七四年）に拠った。若狭の施入札に関しては、財団法人元興寺仏教民俗資料研究所編「福井県小浜市妙楽寺飯盛寺羽賀寺明通寺如法経料足寄進札調査報告書」（一九七四年）、水藤真「若狭小浜の寄進札」（『一乗谷史学』一三、一九七八年）を参照。
- (29) 別当所の分布分析に使用した史料は次の通りである。羽賀寺は「県史」九—小三七羽賀寺文書—二七、明通寺は「市史」—三五明通寺文書—一九三・二二三、「県史」九—小五二明通寺文書—八一・一三一、谷田寺は「市史」—二二谷田寺文書—一五・一六、飯盛寺は「県史」九—小四〇飯盛寺文書—一六。
- (30) なぜこれらの地域に濃密な関係が生じたのかは明確に示し得ないが、天文一〇（一五四二）年から守護武田元光の子信高が「松永」「官川」を支配したことから、両地域の性格等に共通点があるなどした可能性も考えられる。この点については支配関係や地域社会の動向を視野に入れたさらなる検討を要する。
- (31) 前掲註（7）宮島論文、坂本亮太「中世荘園と祈願寺」（『ヒストリア』第一九八号、二〇〇六年一月）。宮島は荘園と表現していないが、坂本は荘園内の村落寺社との関係を論じている。
- (32) 林が明らかにしたドーナツ型の「信仰圏」の構造は、門前からの施入が遅くまで確認できないことに拠る。門前は寺家によって支配される存在であり、信仰からは排除されていたとしている。その点について異存はないが、ここではより大きな視野でみた際に寺院膝下では施入数が多いことに注目している。
- (33) 小山が指摘した山林用益圏内の「信仰圏」形成も、兩請などを通して寺院と民衆が直接的な交流をしていると評価できるであろう。圏外については、圏内も含めて修験系坊舎による積極的な勧進活動によって形成されたものと考えられ、濃淡はあるがどちらも「日常的信仰圏」といえよう。
- (34) 「小浜」から明通寺への如法経料施入が多かったことについては別当所の分布によって説明することはできないが、本稿ではその説得的な理由を明らかにすることはできなかった。第三章で扱う、小浜において行われることの多かった千部経読誦において、明通寺が中心的存在であったことと関係していた可能性があることのみ指摘しておきたい。
- (35) 「県史」九—小五二明通寺文書—二二一。
- (36) 神宮寺は地方寺社といえるが、願成寺（松永）・阿弥陀堂・宮河大沢寺（官川）・上野宝満寺（松永）については詳細不明であり、村落寺院のようなものと思われる。
- (37) 羽賀寺・谷田寺・妙楽寺・多田寺・小野寺・安楽寺・黒田寺（遠敷郡）、龍泉寺（三方郡）、飯盛寺・吉祥寺・中山寺・水福寺（大飯郡）、松尾寺（丹後国）の二三ヶ寺（「県史」九—小三七羽賀寺文書—二七）。「地図A・B」参照。
- (38) 「県史」九—小五二明通寺文書—一〇二—一〇六、一一八。
- (39) 「県史」九—小五二明通寺文書—一一八。
- (40) 「県史」九—小三七羽賀寺文書—二七。
- (41) 「市史」—二二谷田寺文書—一七、堂谷憲勇・山口久三編「若狭管内社寺由緒記 上下 同寺社什物記 全二」（若狭地方文化財保護委員会、一九五八年）。
- (42) 下仲隆浩「中世港湾都市小浜の成立過程」（二〇〇五—二〇〇七年度日本學術振興会科学研究費補助金研究成果報告書「港湾をともなう守護所・戦国期城下町の総合的研究—北陸を中心に—」研究代表者・仁木宏、二

- 〇〇八年)。
- (43) 『県史』二—京都八—東寺百合文書九六(又函—二五八)。
- (44) 伊藤俊一「室町時代における東寺修造勸進—諸国大師門徒勸進を中心に—」(『東寺文書研究会編』『東寺文書にみる中世社会』、東京堂出版、一九九九年)。
- (45) 『県史』九—小三三七羽賀寺文書—二七。「定淳」が他の寺僧と変わらぬ存在であろうことは、他の寺僧と共に天文四(一五三五)年の千部経説誦に参加し、竹原天満宮の供僧に名を連ねていることから判断できる。
- (46) 『県史』九—小五二明通寺文書—一七。
- (47) 『県史』九—小五三妙楽寺文書—九。
- (48) 『県史』九—小二六神宮寺文書—一八。
- (49) 『県史』九—小二六神宮寺文書—四三。
- (50) 『市史』—三九若狭彦神社文書—一四。
- (51) 井上寛司「日本中世国家と諸国二宮制」(『岩田書院』、二〇〇九年)。
- (52) 前掲註(9) 林論文。
- (53) 『福井県史』通史編二 中世(福井県、一九九四年)。
- (54) 『県史』九—小二六神宮寺文書—一五〇。
- (55) 『県史』八—三方三〇渡辺市左衛門家文書—一〇。
- (56) 『県史』九—小三三七羽賀寺文書—二七。
- (57) 『県史』九—小五二明通寺文書—一〇五。
- (58) 『県史』九—小四九萬徳寺文書—四。
- (59) 『県史』二—京都八—東寺百合文書—一七(又函—一八六)。
- (60) 『福井県史』によると、若狭国の税所は小浜を含む今富名を支配しており、その掌握が守護にとって大きな意味を持っていた。応永一〇(一四〇三)年以降、国衙機構は完全に守護一色氏に掌握されるが、小守護代の兼務する今富名又代官の下にあった税所代は依然として一色氏の反鏡配布に際して署名するなど、税所としての機能を失わなかった。守護武田期には、小浜代官の元に税所代が置かれていた。
- (61) 水藤真「武田氏の若狭支配—武田氏関係文書・売券の検討から—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第二集、一九八三年三月)。
- (62) 『県史』九—小三三七羽賀寺文書—二七。
- (63) 『県史』九—小二六神宮寺文書—三六。
- (64) 『県史』九—小五二明通寺文書—九四。
- (65) 『県史』九—小五二明通寺文書—一〇五。
- (66) 『県史』九—小五二明通寺文書—一〇四—一〇六。
- (67) 仁木宏「港津と守護所をめぐる—考察—若狭国小浜と越中国放生津—」(矢田俊文・竹内靖長・水澤幸一編『中世の城館と集落地』高志書院、二〇〇五年)。
- (68) 『県史』九—小四九萬徳寺文書—三三七。
- (69) 網野善彦「若狭の願込み寺—万徳寺の寺法をめぐって—」(『小浜市史紀要』四、一九七七年)、同「若狭の願込寺—万徳寺の寺法—」(『無縁・公界・楽—日本中世の自由と平和—一九七八年)。
- (70) 『市史』—三九若狭彦神社文書—一四。
- (71) 『県史』九—小二六神宮寺文書—一八・三三。
- (72) 「若狭国志」(小浜市史編纂委員会編『小浜市史』史料編 第一巻、一九七一年)。
- (73) 坂本亮太「中世荘園と祈願寺」(『ヒストリア』第一九八号、二〇〇六年一月)。
- (74) 前掲註(42) 下仲論文。

(和歌山県立耐久高等学校)